

地方税法等の一部を改正する法律案の概要

総務省

1 車体課税

◎ 環境性能割の税率区分の見直し [①令和6年1月1日施行、②令和7年4月1日施行]

- 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
- 2035年電動車100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。

※ 令和5年4月～令和5年12月末：現行の税率区分を据置き
令和6年1月～令和7年3月末：1段階目の引上げ（①）
令和7年4月～：2段階目の引上げ（②）

具体的な税率区分
については別紙参照

（注）次の税率区分の見直しは3年後（令和8年度）とする。

◎ グリーン化特例 [令和5年4月1日施行]

- 電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度の種別割▲75%軽減）等について、適用期限を3年延長する。

◎ 燃費・排ガス不正行為への対応 [令和6年1月1日施行]

- 不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10%）を35%に引き上げる。

2 納税環境整備

◎ 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化 [令和6年4月1日施行]

- 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等を、納税義務者に加え、当該家屋の施工業者等からも入手することができることを法令上明確化する。

◎ ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応 [令和5年4月1日施行]

- ふるさと納税の地方公共団体の指定の取消しについて、前の指定対象期間における基準不適合等の事案に対応できるよう、2年前にまで遡って取消事由とすることを可能とする。

3 主な税負担軽減措置

[原則:令和5年4月1日施行]

- 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置を創設（固定資産税）
- 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設（固定資産税）
- バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置について、歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを対象装置に追加した上、2年延長（自動車税環境性能割）

4 航空機燃料譲与税

[令和5年4月1日施行]

- 航空機燃料税の軽減措置の税率見直し・延長に伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置について、地方への譲与分が維持されるよう譲与割合を見直した上、5年間延長する。

	現行	令和5・6年度	令和7・8年度	令和9年度
航空機燃料税率	13,000円/kl	13,000円/kl	15,000円/kl	18,000円/kl
譲与割合	13分の4	13分の4	15分の4	9分の2
地方への譲与分	4,000円/kl			

【航空機燃料譲与税法（昭和47年法律第13号）の改正】

【自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し】

自動車税（自家用乗用車）

〔現行〕（令和3、4年度）

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車
	2030年度燃費基準 85%達成～
1%	75%達成～
2%	60%達成～
3%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成



〔改正案〕（令和5～7年度） ※令和5年12月末まで現行区分を据置き

税率	対象車	
	（令和6年1月～）	（令和7年4月～）
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車	
	2030年度燃費基準 85%達成～	2030年度燃費基準 95%達成～
1%	80%達成～	85%達成～
2%	70%達成～	75%達成～
3%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

軽自動車税（自家用乗用車）

〔現行〕（令和3、4年度）

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車
	2030年度燃費基準 75%達成～
1%	60%達成～
2%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成



〔改正案〕（令和5～7年度） ※令和5年12月末まで現行区分を据置き

税率	対象車	
	（令和6年1月～）	（令和7年4月～）
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車	
	2030年度燃費基準 80%達成～	2030年度燃費基準 80%達成～
1%	70%達成～	75%達成～
2%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

注1 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

注2 クリーンディーゼル車に対する令和4年度における経過措置（2030年度燃費基準60%達成～：非課税）を令和5年12月末まで延長。

※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。